

摂津市「健康づくり年間日程表」事業候補者評価要領

1 評価者

「健康づくり年間日程表」官民協働発行事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
1 事業者について 2 事業取組方針について	市内における本社等の有無から、地元貢献につながるかを評価する。	2
3 類似事業の実績について	過去の類似事業の実績や提出された見本から、当該事業の遂行能力を評価する。	10
4 作成等スケジュールについて	作成等のスケジュールの妥当性を評価する。	5
5 現在の年間日程表に対する提案内容について	前年度の年間日程表に対して、どのような工夫を加えることができるか、工夫する内容の妥当性を評価する。	70
6 その他の提案について	当該事業の充実を図るための提案であるかを評価する。	23
7 広告について	広告収入見込、事業支出見込を確認し、当該事業の確実性及び収支の妥当性等を評価する	25
8 問合せ等の対応について	市民からの問合せや苦情等への速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	5
合 計		140

3 評価方法

- (1) 提案書に基づく書面審査を実施する。
- (2) 各評価項目について、各委員が個々に評価を行い、その合計をもって評価点とする。
- (3) (2)で算出した評価点をもって事業者の得点とし、得点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 応募資格確認

応募資格の確認は、保健福祉課において、所定の書類に基づき実施し、応募資格が確認された者のみ審査の対象とする。

(2) 審査委員会における事業候補者の優先順位の確定

ア 評価点の集計及び順位整理

イ 事業候補者の確定

5 審査結果の公表

事業候補者が決定した後に、結果を提案者へ書面通知するとともに、協定の締結後、
評価結果及び事業候補者について、摂津市ホームページで公表する